

山梨県公報

第四百九十三号

令和六年

八月五日

月 曜 日

目次

告示
山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………三二五

公告

○随意契約の相手方の決定について……………三二五
○落札者の決定について(二件)……………三二五
○令和六年度製菓衛生師試験の実施……………三二六
○採石業務管理者試験の実施……………三二七

告示

山梨県告示第二〇号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県製菓衛生師試験委員会	一 試験方針の決定 二 試験問題の作成 三 合否の検討	十五人以内	一 学識経験のある者 二 県の職員	令和六年八月二十七日から令和七年三月三十一日まで	福祉保健部衛生薬務課

公告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
(一) 名称 D X人材育成エコシステム創出事業企画運営業務
(二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
(一) 名称 山梨県D X・情報政策推進統括官
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年七月一日
- 四 随意契約の相手方
(一) 名称 ライフイズテック株式会社
(二) 住所 東京都港区南麻布二丁目十二番三号南麻布ビル一階
- 五 契約額 二億六千二百九万四千五百五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 D X人材育成エコシステム創出事業企画運営にあたっては、事業者に対し、D X人材として育成する中高生・大学生への地域課題をデジタルスキル及びD Xの視点で解決するための実践型研修の経験・実績と、中小企業のD X支援を行うためのD X推進支援プラットフォームの開発経験・実績との双方のノウハウや実施体制を事務局運営として統括的に求める必要がある。これには高度・専門的な知識や経験、企画力が求められることに加え、その運営方法も事業者によってさまざまであり、統一的な仕様を示すことができないため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号該当)。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日

本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る賃貸借物品等の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県税務システムソフトウェア等賃貸借
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総務部税務課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年五月二十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 NTT・TCリース株式会社東京支店
- (二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号品川シーズンテラス十三階
- 五 落札金額 八千四百八十二万六千九百八十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年四月十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年八月五日

山梨県産業技術センター

所 長 雨 宮 俊 彦

- 一 落札に係る役務等の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県産業技術センター富士技術支援センターにおけるイノベーション支援棟（仮称）の建設に伴う試験研究関連機器設備の移設業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県産業政策部産業技術センター

- (二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番
- 三 落札者を決定した日 令和六年七月十日
- 四 落札者
- (一) 名称 明伸工機株式会社甲府営業所
- (二) 住所 山梨県甲府市德行二丁目九番十五号甲府スカイビル
- 五 落札金額 七千七百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年五月二十七日

● 令和六年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、令和六年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和六年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和六年十一月十二日（火）午後一時十分から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
- 1 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館
- 2 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館
- 三 試験科目
- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技
- 四 受験資格 次のいずれかに該当する者
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成

二十六年法律第五十一号)第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。)において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの

3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えに至つたもの

5 受験願書等の提出先 受験願書等は、住所地を所管する各保健福祉事務所(保健所)(甲府市にあつては、甲府市保健衛生部生活衛生室(医師感染症課))に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

6 受験願書の受付期間 令和六年九月三十日(月)から十月四日(金)までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

七 提出書類

1 受験願書

2 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類

3 写真(出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの)一枚

4 製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

8 受験手数料 九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

9 合格者の発表 令和六年十一月二十八日(木)午前十時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所(保健所)及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六	〇五五―二二三―一四七六

山梨県中北保健福祉事務所(中北保健所) 衛生課	番号	山梨市本町四丁目二番四号	〇五五―二二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所(峡東保健所) 衛生課	番号	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所(峡南保健所) 衛生課	番号	南巨摩郡富士川町鰍沢七百七十一番地二	〇五五―六一二―一八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所) 衛生課	番号	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五―五二四―九〇三三
甲府市保健衛生部生活衛生室(医師感染症課)	番号	甲府市相生二丁目十七番一号	〇五五―二四二―一六一八〇

● 採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和六年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和六年十月十一日(金) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇七会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)
- 2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廢石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 採石業務管理者試験受験票（控）及び採石業務管理者試験受験票（採石業務管理者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦六センチメートルかつ横四センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）
- 2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 六 受験願書受付期間 令和六年九月十八日（水）から十月二日（水）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。
- 七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県林政部森林整備課
- 八 合格者の発表 令和六年十月三十一日（木）に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。
- 九 その他
 - 1 試験当日持参する物
 - (一) 採石業務管理者試験受験票
 - (二) 筆記用具
 - 2 不明な点については、山梨県林政部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四）に問い合わせること。